

昭和四十七年総理府令第四十七号

公害紛争処理法施行規則

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）を  
実施するため、及び公害紛争処理法施行令（昭  
和四十五年政令第二百五十三号）第二十一条の規  
定に基づき、公害紛争処理法施行規則を次のよう  
に定める。

（委員等の名簿）

第一条 都道府県公害審査会（以下「審査会」と  
いう。）は委員の名簿を、審査会を置かない都  
道府県の知事は公害紛争処理法（以下「法」と  
いう。）第十八条第一項の公害審査委員候補者  
名簿を備え、希望者の閲覧に供しなければなら  
ない。

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記  
載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあ  
つては、その旨
- 三 任命又は委嘱の年月日
- 四 任期満了の日又は委嘱期間の満了の日

（代理人についての承認の申請の方式等）

第二条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員  
会に対して弁護士、弁護士法人又は弁護士・外  
国法事務弁護士共同法人である代理人の権限を  
証明する法第二十三条の二第三項の書面には、  
代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の  
事務所を記載しなければならない。

2 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員会に  
対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法  
事務弁護士共同法人以外の者を代理人とするこ  
とにつき法第二十三条の二第一項の承認を求め  
るには、その者の氏名又は名称、住所、職業、  
当事者との関係その他代理人として適当である  
か否かを知るに足る事項を記載した書面をもつ  
てしなければならない。

3 前項の書面には、代理人の権限を証明する法  
第二十三条の二第三項の書面を添付しなければ  
ならない。

（事件を担当する社員の届出）

第二条の二 代理人となつた弁護士法人又は弁護  
士・外国法事務弁護士共同法人は、遅滞なく、  
当該事件を担当する社員の氏名を都道府県に係  
る調停委員会又は仲裁委員会に書面で届け出な  
ければならない。

（事件の移送等の場合の措置）

第三条 審査会（審査会を置かない都道府県にあ  
つては、都道府県知事とし、以下「審査会等」

という。）は、法第二十五条の規定により事件  
を移送するとき、又は法第三十八条第一項の規  
定により事件を引き継ぐときは、当事者が提出  
していたすべての文書及び物件その他当該事件  
の關係文書及び物件を公害等調整委員会又は管  
轄審査会等に送付し、かつ、当事者に対し、遅  
滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなけれ  
ばならない。

（出頭要求の方式）

第四条 都道府県に係る調停委員会が法第三十二  
条の規定により当事者の出頭を求めるときは、出  
頭すべき日時、場所、正当な理由がなくて出頭  
の要求に応じなかつたときの法律上の制裁その  
他必要な事項を記載した書面をもつてしなけれ  
ばならない。

（文書等の提出要求の方式）

第五条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員  
会が法第三十三条第一項又は法第四十条第一項  
の規定により文書又は物件の提出を求めるに  
は、提出すべき文書又は物件の表示、提出期  
限、正当な理由がなくて文書又は物件の提出の  
要求に応じなかつたときの法律上の制裁その他  
必要な事項を記載した書面をもつてしなけれ  
ばならない。

（令第十五条第一項の規定による明示の方式等）

第六条 都道府県に係る調停委員会又は仲裁委員  
会が公害紛争処理法施行令（以下「令」とい  
う。）第十五条第一項の規定により立ち入る場  
所及び検査する文書又は物件を明示するには、  
書面をもつてするものとし、当該書面には、正  
当な理由がなくて立ち入る検査を拒み、妨げ、又は  
忌避したときの法律上の制裁をあわせて記載し  
なければならない。

2 令第十五条第二項の証明書の様式は、別記様  
式のとおりとする。

（記録の閲覧の請求の方式等）

第七条 令第十五条の三の規定により記録の閲覧  
を請求するには、次に掲げる事項を記載した書  
面をもつてしなければならない。

- 一 閲覧請求人の氏名又は名称及び住所
- 二 事件の表示
- 三 閲覧請求の理由
- 四 閲覧請求の年月日

2 記録を閲覧する者は、閲覧の場所、時間その  
他閲覧に関する事項につき審査会等の指示する  
ところに従わなければならない。

附 則

1 この府令は、昭和四十七年七月一日から施行  
する。

2 公害紛争処理法施行規則（昭和四十五年総理  
府令第四十一号）は、廃止する。

附 則 （昭和四十九年九月三日総理府令第  
六一号）

この府令は、昭和四十九年十一月一日から施  
行する。

附 則 （平成十四年三月二三日総務省令  
第二六号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行す  
る。

附 則 （平成二六年三月三一日総務省令  
第三二号）

この省令は、平成二六年四月一日から施行  
する。

附 則 （令和二年六月一〇日総務省令第  
五九号）

（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）  
2 この省令の施行の際現に公害紛争処理法第十  
八条第一項の公害審査委員候補者名簿を備えて  
いる都道府県においては、この省令の施行の日  
以降に同項の規定に基づき条例で期間を定めた  
場合を除き、新たに公害審査委員候補者を委嘱  
し当該名簿を作成するまでの間は、公害審査委  
員候補者名簿の作成について、この省令による  
改正後の公害紛争処理法施行規則第一条第二項  
第四号の規定にかかわらず、なお従前の例によ  
ることができ。

附 則 （令和四年二月一日総務省令第  
六八号）

この省令は、令和四年十一月一日から施行す  
る。

別記様式

別記様式 第七條第一項の書面